

富岡市立さくら小学校建設工事基本・実施設計業務委託に係る

公募型プロポーザル審査基準

令和6年4月11日

富岡市教育委員会 学校再編推進課

I. 総則

1. 審査基準の位置付け

この審査基準は、富岡市立さくら小学校建設工事基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、富岡市立さくら小学校建設工事設計者選定審査委員会(以下「選定委員会」という。)が、受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルにおける受託候補者の選定方法及び審査基準を示すものである。

なお、本基準は富岡市立さくら小学校建設基本方針(令和6年1月策定)(以下「基本方針」という。)を準用する。

2. 受託候補者の選定方法

- (1) 期限までに提出された応募書類をもとに事務局において参加資格の確認を行い、参加資格を満たしていると判断された者が審査対象者となる。
- (2) 審査対象者が5者以下の場合は、全ての者に第二次審査の書類等提出及びヒアリングの出席要請を文書にて行う。
- (3) 受託候補者は、選定委員会において第一次審査と第二次審査の得点を合計し、総合的に判断し選定する。

3. 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、関係職員、基本方針の策定に関わった検討委員会関係者等により構成し、委員は教育長が委嘱又は任命する。

4. 審査における欠格条件

以下の場合には欠格とする。

- (1) 管理技術者が建築士法による一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び主たる建築分野の担当技術者が参加表明書提出者の組織に属していない場合
- (3) 担当技術者が、他の分野の担当技術者を兼任している場合
- (4) 協力事務所が指名停止期間である場合
- (5) その他、設定した条件を満たしていない場合

II. 審査基準

1. 第一次審査

(1) 審査概要

提出された参加表明書等をもとに事務局で審査を行う。

- ① 参加申込者の体制及び実績（様式第2号）をもとに、参加申込者の体制及び実績の審査を行う。
- ② 配置予定の担当技術者の経歴書（様式第4-1号又は様式第4-2号）をもとに、技術者の資格の審査を行う。
- ③ 配置予定の管理技術者の経歴書（様式第3号）及び担当技術者の経歴書（様式第4-1号又は様式第4-2号）をもとに、技術者の業務実績の審査を行う。
- ④ 第一次審査の得点は、参加申込者の体制及び実績の得点、配置予定の技術者の資格得点及び技術者の業務実績得点の合計とする。

(2) 参加申込者の体制及び実績

参加申込者の体制及び実績は、参加申込者の構成申込者数、事業所又は営業所の住所及び富岡市内の設計業務実績について、評価項目の配点に実施体制の係数を乗じて得点を算出する。満点は30点とする。

<算出方法>

参加申込者の体制及び実績 = ①評価項目の配点 × ②実施体制の係数

① 評価項目の配点

評価項目	詳細項目	配点
業務の体制及び実績	構成申込者数	10
	事業所又は営業所の住所	10
	富岡市内の設計業務実績	10

② 実施体制の係数

詳細項目	審査基準	係数
構成申込者数	3者で構成される設計共同体	1.0
	2者で構成される設計共同体	0.8
	単独の申込者	0.6
事業所又は営業所の住所	全ての申込者が富岡市内	1.0
	1人以上が富岡市内	0.8
	全ての申込者が群馬県内	0.6
	1人以上が群馬県内	0.4
富岡市内の設計業務実績 (平成20年度以降)	延べ面積3,000㎡以上の建築物の新築・増築・改築設計業務	1.0
	延べ面積3,000㎡以下の建築物の新築・増築・改築設計業務	0.8

	建築士法第 21 条に基づくその他の業務	0.6
	実績なし	0.0

(3) 担当技術者の資格

配置予定の技術者の資格得点は、各担当技術者について、評価項目の配点に資格評価係数を乗じて得点を算出する。満点は 20 点とする。

<算出方法>

配置予定の技術者の資格得点 = ①評価項目の配点 × ②資格評価係数

① 評価項目の配点

評価項目	分野	配点
担当技術者	建築	12
	電気設備	3
	機械設備	5

② 資格評価係数

分野	資格	係数
建築	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.6
	その他	0.4
電気設備	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士、一級建築士、技術士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.6
	二級電気工事施工管理技士、その他	0.4
機械設備	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士、一級建築士、技術士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.6
	二級管工事施工管理技士、その他	0.4

(4) 技術者の業務実績得点

配置予定の技術者の業務実績得点は、各技術者について、評価項目の配点に業務実績の係数を乗じて得点を算出する。満点は 50 点とする。

<算出方法>

配置予定の技術者の業務実績得点 = ①評価項目の配点 × ②業務実績の係数A × 係数B

① 評価項目の配点

評価項目	分野	配点
ア) 管理技術者	—	25
イ) 担当技術者	建築	15
	電気設備	4
	機械設備	6

② 業務実績の係数 A

評価項目(業務実績)	区分 ^注	係数 A
新築・増築・改築の設計業務	同種	1.0
	類似	0.6

注 | 同種とは学校教育法第 1 条における小学校及び中学校、類似とは同種以外の学校教育法第 1 条における学校とする。

③ 業務実績の係数 B

評価項目(業務実績)	延べ面積	係数 B
延べ面積 3,000 m ² の 設計業務	3,000 m ² 以上	1.0
	200 m ² 以上 3,000 m ² 未満	(延べ面積+2,600)/5600 ※小数点以下第3位を四捨五入

2. 第二次審査

(1) 審査概要

- ① 第二次審査は、提出された技術提案書、参考見積額、ヒアリングをもとに審査を行う。審査は「富岡市立さくら小学校建設工事設計者選定審査委員会設置要綱」に規定する委員会で行う。
- ② 業務実施方針及び手法(様式第 8 号)をもとに、業務の理解度及び取組み意欲、業務の取組み体制及び特に重視する設計上の配慮事項について審査する。
- ③ 基本方針に対する提案書(様式第 9 号)をもとに、技術提案の内容について審査する。
- ④ 建設コスト等に関する提案書(様式第 10 号)をもとに、建設コストの削減、建築物のライフサイクルコストの低減、ZEB 化、木質化等に関する技術提案の内容について審査する。
- ⑤ 提出された技術提案書を基にヒアリングを実施し、技術提案書の審査を行う。審査の結果を技術提案書等の得点とする。

(2) 技術提案書の審査

- ① 提出された技術提案書等及びヒアリングの内容を踏まえ、審査委員の主観的評価により 5 段階で審査を行う。なお、提案者の得点は各審査委員の点数の中央値とする。
- ② 技術提案書等の得点は、評価項目ごとの得点を合計して算出する。満点は 270 点とする。

<算出方法>

技術提案書等の得点 = (A) から (E) の評価項目の合計点

③ ヒアリングの評価

- ア) 以下のポイントについて評価する。

- 技術提案書についてわかりやすく説明しているかどうか。
- 質問に対する回答が的確かどうか。

イ) 技術提案書について分かりやすく説明している場合、質問に対して的確に回答している場合に優位に評価する。

④ 技術提案書等における評価項目の配点と評価係数は以下のとおりとする。

ア) 評価の着眼点と配点

評価項目	評価の着眼点	配点
(A) -1	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本業務（業務内容、業務背景、手続き等）の理解度 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本業務の内容を理解しているか。 ◇ 基本方針を理解しているか。 ➤ 本業務への取組み意欲 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 業務にかける意欲や思いが明示されているか。 	30
(A) -2	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務の取組み体制（設計チームの特徴、協力体制、業務分担制等） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本業務の特徴を踏まえた工夫や配慮があるか。 ◇ 共同企業体又は協力事務所がある場合、代表企業、構成企業における役割分担が適切か。 ◇ 市と効率的に連絡、調整する業務体制が明示されているか。 ➤ 特に重視する設計上の配慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本業務において特に重視する設計上の配慮事項が明示されているか。 	20
(B)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設コンセプト①「安全性に配慮した施設整備」に対する技術提案 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 配置計画や平面計画において、どのように児童の安全を考慮しているか。 ◇ 設備計画において、どのように安全性に配慮しているか。 ◇ 防犯計画において、犯罪の抑止等を図るどんな工夫が提案されているか。 ◇ 防災計画において、災害発生時を考慮したどんな工夫が提案されているか。 ◇ 運動施設（屋内運動場等）の計画において、避難所としての利用を想定した工どんな夫が提案されているか。 ◇ 上記以外で、安全性に配慮した点について、創意工夫ある提案がされているか。 	40

(C)	<p>➤ 施設コンセプト②「生活環境の質的向上」に対する技術提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 配置計画や平面計画において、どのように児童の生活環境に配慮しているか。 ◇ 内外装計画において、どのように温かみのある空間となるよう工夫しているか。 ◇ 設備計画や環境配慮計画において、どのように快適な生活空間となるよう工夫しているか。 ◇ 運動施設（屋内運動場等）の計画において、どのように児童の生活環境に配慮しているか。 ◇ バリアフリーに配慮した提案となっているか。 ◇ 上記以外で、生活環境の質的向上について、創意工夫ある提案がされているか。 	40
(D)	<p>➤ 施設コンセプト③「教育環境の充実」に対する技術提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平面計画において、どのように教育環境の充実に配慮しているか。 ◇ 配置計画や平面計画において、多様な学習に対応可能などんな工夫が提案されているか。 ◇ 環境配慮計画において、環境教育の教材として活用できるどんな工夫が提案されているか。 ◇ 設備計画において、どのように ICT 教育に配慮しているか。 ◇ 上記以外で、教育環境の充実について、創意工夫ある提案がされているか。 	40
(E)	<p>➤ 施設コンセプト④「地域連携の推進」に対する技術提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 配置計画において、どのように学校開放を考慮しているか。 ◇ 防犯計画において、どのように学校開放を考慮しているか。 ◇ 運動施設（屋内運動場等）の計画において、どのように学校開放を考慮しているか。 ◇ 上記以外で、地域連携の推進について、創意工夫ある提案がされているか。 	40

(F) -1	<p>➤ 建設コストの削減、建築物のライフサイクルコストの低減、その他コスト等に関する技術提案</p> <p>◇ 想定工事費を踏まえた建設コストが明示されているか。</p> <p>◇ 建設コストの削減を図る提案が的確か。</p> <p>◇ ライフサイクルコストの低減を図る提案が的確か。</p> <p>◇ 適切なタイミングでの修繕及び改修工事を考慮したコスト削減の提案となっているか。</p> <p>◇ その他コスト等の削減に係る提案がされているか。</p> <p>◇ 実現可能性の高い提案となっているか。</p>	40
(F) -2	<p>➤ ZEB化、木質化、その他新しい技術等に関する技術提案</p> <p>◇ ZEB化を図る上で独自の提案が明示されているか。</p> <p>◇ 木質化を図る上で独自の提案が明示されているか。</p> <p>◇ 新しい技術等に関する提案がされているか。</p> <p>◇ その他環境に配慮した提案がされているか。</p> <p>◇ 実現可能性の高い提案となっているか。</p>	20

イ) 評価係数

係数	評価
1.0	優れている
0.8	やや優れている
0.6	普通
0.4	やや劣っている
0.2	劣っている

《確認項目》

(A) -1	(A) -2	(B) から (E)	(F) -1、(F) -2
<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を十分に理解しているか。 ・基本方針を十分に理解しているか。 ・業務への意欲が十分に感じられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組み体制が明確・的確であり、連絡体制が整っているか。 ・細部まで設計上の配慮ができているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容を十分に理解した提案内容となっているか。 ・提案内容は根拠がしっかりしており、説得力が感じられるか。 ・提案内容に創意工夫が見られるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減等の提案が明確・的確であるか。 ・提案内容は根拠がしっかりしており、説得力が感じられるか。 ・提案内容に創意工夫が見られるか。

(3) 参考見積額(本業務委託における委託料)

- ① 参考見積額(様式第 11-1号又は様式第 11-2号)の得点は 30 点満点とし、以下のとおり算出する。得点は小数点以下第3位を四捨五入する。
- ② 契約限度額に対する提案者の参考見積額の割合が 0.75 以下の場合は、参考見積額の得点は 30 点とする。

<算出方法>

$$\text{参考見積額の得点} = 60 - \frac{\text{提案者の参考見積額}}{\text{契約限度額(税抜)}} \times 40$$